

海南市空家リフォーム工事補助事業

交付申請にあたっての注意事項

1. 申請時にご提出いただく書類

	必要書類の用意		提出書類
	市配布	申請者	申請者
① 海南市空家リフォーム工事補助金交付申請書	○	—	○
①-1 住宅の位置図	—	○	○
①-2 住民票等の請求並びに市税の滞納調査及び水道開閉栓等状況調査に係る同意書	○	—	○
①-3 戸籍の附票（市外から移住の場合）	—	○	○
①-4 リフォーム工事前の現況を明らかにする写真	○ (台紙)	○ (写真)	○
①-5 リフォーム工事の見積書の写し	—	○	○
①-6 リフォーム工事の内容を明らかにする図面	—	△	△
①-7 暴力団排除誓約書	○	—	○
② 相手先登録申請書	○	—	○
③ 施工業者要件証明書	○	—	○
④ 不動産登記されていることを証明する書類	—	○	○
⑤ 空家証明書	○	—	○
⑥ 誓約書（市外から移住の場合）	○	—	○

① 海南省空家リフォーム工事補助金交付申請書

記入例を参考にご記入ください。

①-1 住宅の位置図

ゼンリン住宅地図の写し等に今回申請される住宅の位置を図示してください。どうしても入手が困難な場合は手書きの地図でも可とします。

①-2 住民票等の請求並びに市税の滞納調査及び水道開閉栓等状況調査に係る同意書

交付要綱に定める要件を満たすかを審査する上で、必要となる書類を取得することについての同意書です。

①-3 戸籍の附票（市外から移住の場合）

市外出身であることを証明するための書類です。本籍の住所地の自治体にて取得の上、提出ください。

①-4 リフォーム工事前の現況を明らかにする写真

住宅の外観の写真 1枚と補助対象のリフォーム部分の写真を撮影日付入りで、同封の工事前写真台紙に糊付けしてください。日付が入らないカメラの場合は、紙や黒板等に撮影日付を記して撮影したものも可とします。

・台紙は最少枚数での配布としておりますので、複写で対応してください。

また、同等の内容が表記されているものであれば、様式は問いませんので、各自で作成されたものでも可とします。

・壁面等の工事の場合、施工する全ての面が確認できるよう撮影してください。

なお、複数の部位を兼ねた写真でも可とします。

①-5 リフォーム工事の見積書の写し

必ず、工事内容・金額の内訳がわかるものを施工業者より徴してください。また、住宅リフォーム工事補助対象工事一覧も同封しますので、補助の対象となる工事か否かを今一度ご確認ください。

①-6 リフォーム工事の内容を明らかにする図面

工事で図面を作成する場合は、可能であれば複写を添付してください。設備系の工事など、図面を作成しない場合は不要です。

①-7 暴力団排除誓約書

海南市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）に基づき、暴力団として該当しないことを誓約していただくものです。

② 相手先登録申請書

海南市に指定口座の登録がある方は不要です。ない場合、または指定口座の登録変更を希望する場合のみご提出ください。

③ 施工業者要件証明書

この事業の為だけに実態を伴わない営業所を市内に即席で構える悪質な業者を排除するための措置であり、必ず発注する業者さんに協力してもらってください。

④ 不動産登記されていることを証明する書類

登記完了証や登記簿謄本など不動産登記されていることを証明する書類をご提出ください。

⑤ 空家証明書

建築物が 90 日以上使用されていないこと（要綱第 2 条第 1 号に該当すること）を確認するため、地区の自治会長や空家に隣接してお住まいの方、空家が見える範囲にお住まいの方等に空家であったことを証明していただくものです。

⑥ 誓約書

海南市空家リフォーム工事補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、誓約していただきます。

3. 交付申請書類の提出先 まちづくり部 都市整備課（市役所本庁 3 階）

4. その他

- 交付決定日までに工事を着工されたことが明らかになった場合や、虚偽の記載が明らかになった場合、交付の要件を満たさなくなった場合は、交付申請を無効とさせていただきます。また、交付決定後においても同様とし、交付の決定を取り消しますので、ご注意ください。

- 実績報告していただく際、工事の施工後の写真を添付していただきますが、壁に断熱材を入れるなど、施工前後で外観上相違のない工事については、施工中の写真を添付していただきますので、必ず施工中に同じ方向から撮影しておいてください。
- 工事の時期に関わらず、交付申請の手続きだけは速やかにお済ませください。また、事業の実施が不可能になった際は、速やかにその旨をお知らせください。後に予算枠の配当をお待ちの方がおられます。